

虐待防止のための指針

1. 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

- ①身体的虐待：障害者の身体に外傷が生じる（生じる恐れのある）暴行を加える、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ②性的虐待：障害者にわいせつな行為をする（させる）こと。
- ③心理的虐待：障害者に対する著しい暴言（拒絶的な対応）、その他の著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④放棄・放置：障害者を衰弱させるような著しい減食や長時間の放置、上記虐待の行為と同様の行為の放置等。
- ⑤経済的虐待：障害者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項

- (1) 虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止委員会」を設置します。なお、本委員会の運営責任者は管理者とし、委員会の構成と役割については下記のとおりとします。

委員会の構成と役割

虐待防止委員会の責任者	管理者（さくら園園長）
虐待防止対策の担当者	児童発達支援管理責任者
各担当職員のチェックリスト、ヒヤリハット事例の報告・分析	看護職員、主任保育士
第三者、専門家	・さくら園父母会長 ・嘱託医 ・伊東市子育て支援課 子育て支援係

- (2) 身体拘束適正化委員会や、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があります。
- (3) 虐待防止委員会は、年に1度以上、開催します。
- (4) 本委員会では、次のような内容について協議し、検討結果を従業者に周知徹底します。

- ①虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）に関すること
- ②虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）に関すること
- ③虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）に関すること

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底します。
- (2) 具体的には、次のプログラムにより実施します。
 - ①虐待防止法の基本的考え方の理解
 - ②虐待の種類と発生リスクの事前理解
 - ③早期発見・事実確認と報告等の手順
 - ④発生した場合の改善策
- (3) 実施は、年1回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。
- (4) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録します。

4. 事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

- (1) 虐待又はその疑いが発生した場合には、速やかに市に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。
- (2) 緊急性の高い事案の場合には、市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

5. 虐待発生時の対応に関する基本方針

- (1) 職員等が他の職員等による利用児への虐待を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談します。
- (2) 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担

当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。

- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対する改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- (4) 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市の窓口等外部機関に相談します。
- (5) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- (6) 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市に報告します。
- (7) 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、求めに応じていつでも家族等が自由に閲覧できるように、当事業所のホームページに公表します。

附則

この指針は、令和4年3月1日より施行する。